

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項の規定に基づく
環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱

制定 令和4年〇月〇日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）（以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づく環境保護地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

(対象の緑地)

第2条 環境保護地区の指定の対象となる緑地は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域内に位置する緑地のうち、民有地であり、次の各号に定める地域を除くものとする。

- (1) 熊本県立自然公園条例（昭和33年10月21日条例第45号）第2条第1項第1号に規定する熊本県立自然公園の区域
- (2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区の区域

(緑地の評価)

第3条 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）第3条に規定する緑地の規模は2,000平方メートル以上とし、植生、緑量及び景観の指標は、次の各号に掲げる基準でAからEで評価し、いずれかがAと判定した緑地から選定するものとする。

- (1) 植生は、緑地が成立した後の経過年数を植生自然度として評価する。

自然度	自然度5	自然度4	自然度3	自然度2	自然度1
成立年数	50年から 100年	数十年	数年から 数十年	1年から 数年	1年生草本
評価	A	A	B	C	

- (2) 緑量は、緑地における緑の面積に基づき評価する。

緑量 (㎡)	16,000 以上	8,000 以上 16,000 未満	4,000 以上 8,000 未満	2,000 以上 4,000 未満	2,000 未満
評価	A	B	C	D	E

(3) 景観は、被視度、多様性、季節変化及び保全度について該当する場合に1点加算し、各項目の点数を加えた点数で評価する。ただし、裸地等で緑地が保全されていない場合の保全度はマイナス1とする。

点数	3	2	1	0	マイナス1
評価	A	B	C	D	E

2 前項各号の評価については、次の基準を用いる。

評価	A	B	C	D	E
基準	きわめて 良好	良好	普通	環境保護地区の対象としてはやや不適	環境保護地区の対象としては不適

3 前2項の指標に加え、次の各号に掲げる指標も勘案するものとする。

- (1) カブトムシ等の昆虫や野鳥の生息場所となっており、地域住民にとって小動物とのふれあいの場となっていること。
- (2) 周辺に一段となった緑地がなく、ランドマークとなっていること。
- (3) 開発が周辺まで進み、このまま対策を講じないと緑地が消滅するおそれがあること。

附 則

この要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。